平成２３年（フ）第１０５１号
広島市安佐北区白木町大字小越460番地６
債務者　金城壽穂こと　金　　壽穂
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第１１０号
香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁57番地７　サンビレッジ五番街Ｆ―202
債務者　今井　政子
１　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部
平成２３年（フ）第５１８号
北九州市若松区東二島２丁目１番29号
債務者　宮本　智治
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５９６号
北九州市小倉南区朽網西４丁目19番１―404号
債務者　平岡　直子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第７０１号
北九州市若松区和田町14番27号
債務者　池田　敏幸
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第７０５号
北九州市戸畑区中原西２丁目14番３号　鈴木多恵子方
債務者　三浦文美子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第９７号
鹿児島県姶良市東餅田3706番地17
債務者　山之内綾子
１　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
平成２３年（フ）第１００号
鹿児島県霧島市霧島川北305番地11
債務者　洲崎　　琴
１　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
平成２３年（フ）第３５号
北海道浦河郡浦河町堺町東３丁目４番６号
債務者　橋本　都子（旧姓澤田）
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係
平成２３年（フ）第７６７号
宮城県名取市名取が丘４丁目13番１―106号県営名取名取が丘４丁目住宅
債務者　齋藤　理恵
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２３年（フ）第１２４号
宮城県大崎市古川大幡字道上17番地11
債務者　三浦　次郎
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２３年（フ）第１１６号
富山県高岡市五福町１番２―303号　ハイム五幅、前住所富山県高岡市金屋町13番53号
債務者　手操　啓剛
１　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
富山地方裁判所高岡支部
平成２３年（フ）第７３号
岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志1259番地１
錦フォーリストハーモニーＢ205
債務者　青木　朱実
１　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部
平成２２年（フ）第１９５７号
京都市伏見区深草西浦町８丁目39番地　メゾン寿206
債務者　大﨑　郁子
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第５０８号
京都市南区西九条横町４番地
債務者　山本　　彰
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第７４４号
京都府城陽市寺田袋尻27番地の８　ヴィラ21208号、前住所京都府城陽市寺田尺後32番地の24
債務者　大塚　勝長
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第７７６号
京都府城陽市富野北垣内７番地の59
債務者　髙橋　紫織
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係